

消費生活情報

「架空請求にご注意」

はがきによる架空請求に関する相談が全国的に急増しており、府中市内でも昨年度の総相談件数に占める割合が最多でした。実際に被害に遭い警察で扱われた件数も含めると、かなりの数になると推測されます。

請求の名目は「総合消費料金に関する訴訟最終告知」や「契約会社との契約不履行による訴訟の最終告知」というものです。訴訟に関する告知が突然はがきで通達されることはありません。

請求者は、中央省庁管轄の民間訴訟告知センターまたは国民訴訟告知センターなどと名乗りますが、このようなセンター自体存在しません。

「期日までに連絡しなければ差し押さえる」などと不安をあおって、電話をかけさせ「示談金として〇万円を支払えば、後から取り戻せる」などと巧みに誘導

します。このような請求は、根拠のないものですので、決して連絡してはいけません。

本物と架空の見分け方

過去に、架空請求でありながら、裁判所に訴訟を起こした業者がいました。この場合は、裁判所から本物の通達が届くので、放置してはいけません。最終的には、請求の根拠となる契約の立証をすることができず、業者が敗訴しました。

裁判所からの本物の通達

は、裁判所の名前入りで特別送達と明記された封書が届きます。原則として名宛人に手渡しされ、署名または押印を求められます。はがきで送付されることはありません。発送元や連絡先が本物かどうかは、電話帳や消費生活センターで確認してください。

新たな手口が発生！

警察官を名乗り、電話で検察庁の偽ホームページに誘導し、現金をだまし取る詐欺が広島県内で発生しました。不審な請求は無視するか、消費生活センターへ相談してください。

消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター
(☎ 4 3 - 7 1 0 6)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金

曜日10～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館での消費生活出張相談もあります。
詳しくは、府中市消費生活センターへお問い合わせください。

あなたらしく地域で輝くため創業のノウハウを学びませんか

府中市プラチナ大学 「週末創業塾」の受講者を募集

プラチナ世代の皆さんが、地域で生きがいを持って創業するきっかけやヒントを得る学習の場として、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizから講師を招き、連続講座を開催します。

ところ リ・フレ

テーマ 強みを生かした創業

定員 先着40人程度

受講料 無料

申し込み期限 6月22日(金)

申し込み・問い合わせ先 地域福祉課 (☎ 4 3 - 7 1 4 8)

プラチナ世代とは？

広島県では、「高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている人たち」をプラチナ世代と定義しています。

とき	講座の内容
6月29日(金) 18時30分～20時	講義…強みの生かし方を学ぼう、創業経験者からのメッセージ
7月6日(金) 18時30分～20時	ワークショップ…強みを事業プランに結びつけよう
7月13日(金) 18時30分～20時	ワークショップ…事業プランを発表してみよう

※1講座のみの受講もできますが、全ての講座を受講することをお勧めします。